

大阪音楽大学 研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程

制 定：2015年 7月18日

最近改定：2016年11月18日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪音楽大学（以下「本学」という。）における研究活動に関わる不正行為の防止、及び不正行為が発生した場合の適正な対応に関して必要な事項を定め、かつ、学外に公表することを通じて、本学の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動に関わる不正行為

研究活動に関わる不正行為（以下、「不正行為」という。）とは、研究成果の作成又は報告の過程における次の行為をいう。ただし、故意によるものではないことが明瞭な根拠をもって示された場合は、不正行為に該当しない。

ア. ねつ造

調査や実験に基づかない架空のデータや研究成果等を作成すること、及び調査や実験を行ったが取得できなかったデータや研究成果を作成すること。

イ. 改ざん

研究者が研究活動に使用する資料、及び計測・実験機器によって得られたデータ、又は計測・実験機器そのものについて、正当な理由なく変更する操作を行い、真正でないものに調整・加工すること、及び真正なものを削除すること。

ウ. 盗用

他の研究者の論文、研究結果、分析や解析の方法、計測・実験データ、用語を当該研究者の了解、又は適切な表示なく使用すること、及び他の研究者の論文や研究成果を当該研究者の了解、又は適切な表示なく要約すること。

エ. 研究費の不正使用

研究費を配分する学外の機関（以下、「資金配分機関」という。）が定める規定、法令及び本学の規定に違背して、配分を受けた資金を使用すること。

(2) 本学の研究者等

本学に所属して研究活動を行う者、及び本学又は附属機関の施設・設備を利用して研究に携わる者をいう。

(本学の研究者等の責務)

第 3 条 本学の研究者等は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- (1) 不正行為を行わない。
- (2) 不正行為に荷担しない。
- (3) 他の研究者等に対して不正行為をさせない。

2. 本学の研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、論文等の作成に用いた試料・標本などの有体物については当該論文等の公表後5年間、実験・観察の記録、採取データ等の資料については当該論文等の公表後10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、科学的・合理的理由に基づき、指定された期間の保存・管理ができない場合はこの限りでない。
3. 資金配分機関からの資金配分を受ける本学の研究者等は、研究者倫理及び研究活動に関わる法令等について研修を受けなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第 4 条 学長は、本学の研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、適切にリーダーシップを発揮し、公正な研究活動の推進と不正行為等の防止に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第 5 条 副学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第 6 条 研究倫理教育責任者は、不正行為防止の推進に関する責任者として、本学の研究者等に対し、研究者倫理及び研究活動に関わる法令等についての教育を定期的に行わなければならない。

2. 研究倫理教育責任者は、学長が指名する者をもって充てる。

(学生への研究倫理教育)

第 7 条 教育部長及び大学院研究科長は、それぞれの教育課程の目的及び各専攻の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

(研究倫理分科会の設置)

第 8 条 学長は、本学の研究者等による不正行為を防止するため、研究委員会内に研究倫理分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。

2. 分科会は、学長が特に指定する場合を除き、原則として研究倫理教育責任者及び研究委員会の構成員全員によって組織する。
3. 分科会の委員長は、研究倫理教育責任者とする。
4. 委員長は、分科会の業務を統括する。
5. 委員長が必要と認める場合には、分科会の同意を得て、委員以外の教職員及び学外の有識者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(分科会の職務)

第 9 条 分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究者等に対する研究倫理等の研修・教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理等に関する国内外の情報の収集及び学内への周知に関する事項

(3) その他、研究倫理等に関する事項、及び学長が諮問する事項

第3章 通報等の受付

(通報等の受付)

- 第10条 本学における研究活動に関わる不正行為に関する学内外からの通報及び相談（以下「通報等」という。）の窓口（以下、「受付窓口」という。）は、学務事務部門とする。
2. 学長は、通報等の受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法、その他必要な事項について学内外に周知するものとする。
 3. 通報等は、書面、電話、電子メール、面談の中から、通報等を行う者（以下「通報者」という。）が選択する方法により行うことができる。
 4. 学務事務部門長は、通報等を受け付けるにあたって、通報等の内容及び通報者の秘密を守るため、面談は個室で行い、電話及び電子メールは担当職員以外の者が見聞できないようにする等、適切な措置を講じるものとする。
 5. 通報等の受け付け、事実確認及び調査を行う者は、当該事案と利害関係を有する者であってはならない。
 6. 通報等を受け付けた者は、当該通報者に対し、調査に協力を求める場合があることを通知するものとする。
 7. 通報等を受け付けた者及び通報等に接したすべての者は、通報者の氏名及び通報内容に関し守秘義務を負う。

(通報等の取扱い)

- 第11条 通報等があった場合、学務事務部門長は速やかにその内容を学長に報告しなければならない。
2. 書面及び電子メールによる通報等の場合、通報者は受付窓口が当該通報等を受け付けたか否かを知り得ないため、学務事務部門長は通報者に対し通報等を受け付けたこと、及び調査に協力を求める場合があることを通知するものとする。
 3. 学長は、通報等の報告を受けた場合、当該事案に利害関係のない複数名の教職員を指名し、通報等の取扱いについて協議する。
 4. 通報等は、顕名によるものであり、かつ、当該通報等の対象となる本学の研究者等（以下「被通報者」という。）の氏名・グループ、不正行為の内容、及び不正とする合理的理由が示されているものに限り受理することを原則とする。ただし、報道機関もしくは学会等の研究者団体から、不正行為の疑惑に関する指摘があった場合、又は他の研究機関等から通報の回付があった場合は、顕名による通報と同等に取り扱うものとする。
 5. 本学の研究者等に関する不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合、学長は、本学に通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。ただし、不正行為を行ったとする本学の研究者等の氏名・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的な理由が示されている場合に限るものとする。
 6. 第4項の規定にかかわらず、匿名による通報又は通報の意志がない相談があった場合において、学長はこれらを顕名による通報等と同等に取り扱うことができる。ただし、調査結果の公表以前に、その氏名が明らかになった場合は、顕名による通報等として取扱い、通報等を受け付けたことを当該通報者に通知するものとする。

7. 不正行為が行われようとしているか、又は不正行為を求められていることの通報等については、学長はその内容を確認・精査し、必要に応じて被通報者に警告を行うものとする。ただし、通報等が本学の研究者等に関わる事案でない場合、学長は被通報者の所属する研究機関に当該事案を回付するものとする。
8. 被通報者が本学以外の機関に専任職を有する場合、学長は通報等を精査の上、被通報者が専任職を有する機関に回付することができる。
9. 学長は通報者に対し、通報等の受理又は不受理に関する決定について通知し、不受理の場合にあっては、その理由を示すものとする。

第 4 章 関係者の取扱い

(通報者及び被通報者の取扱い)

- 第 12 条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
2. 学長は、通報者、被通報者、通報等の内容及び調査の内容が、調査結果の公表以前に、調査関係者以外に漏れいしないよう秘密保持を徹底するものとする。
 3. 学長は、事案の調査にあたって、通報者が了承した場合を除き、被通報者に通報者が特定されないよう調査関係者に守秘義務の履行と調査の実施方法への配慮を指示するものとする。
 4. 学長は、調査途中で調査事案が漏れいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、当該事案を公に説明できる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏れいした場合、当該者の了解は不要とする。
 5. 学長、調査委員長、その他の本学関係者は、通報者、被通報者、調査協力者、関係者に連絡又は通知をするとき、これらの者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。
 6. 学長は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報等を行ったことをもって、通報者に対し、出勤停止、減給、解雇、その他の不利益な措置をとってはならず、又はその手続きを行ってはならない。
 7. 学長は、単に通報等が行われたことをもって、被通報者の研究活動の制限、出勤停止、減給、解雇、その他の不利益な措置をとってはならず、又はその手続きを行ってはならない。

(悪意に基づく通報等)

- 第 13 条 何人も、悪意に基づく通報等を行ってはならない。
2. 前項の悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるため、又はその研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること、又はその所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。
 3. 学長は、通報等が悪意に基づくものであると判明した場合、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発、その他必要な措置を講じることができる。

第 5 章 事案の調査

(調査の主体)

- 第 14 条 本学の研究者等に関わる不正行為の通報等があった場合、原則として本学が事案の調査を行う。

2. 被通報者に他機関に所属する者が含まれる場合、又は被通報者が複数の機関に所属する場合、本学は当該他機関と調整の上、合同で調査を実施することを原則とする。
3. 被通報者について、過去に本学の研究者等であったが、通報等のあった時点において既に本学の研究者等でなくなり、かつ、どの研究機関にも所属していない場合、調査は本学が実施することを原則とする。なお、本学に所属する被通報者が、本学と異なる研究機関で行った研究に関わる通報等の調査については、当該研究機関と合同で実施することを原則とする。
4. 通報等に関して本学が調査を行うべき機関に該当しない場合、学長は、調査を行うべき機関に対し当該通報等を回付する。
5. 学長は、通報等が指摘する事案について、他の研究機関又は学会等の研究者のコミュニティ等に調査の一部もしくは全部を委託し、又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査委員会)

- 第 15 条 第11条第3項に定める協議の結果、通報等を受理することが決定された場合、学長は副学長、事務局長等の適切な教職員若干名を指名して、予備調査委員会を組織し、予備調査を行わせる。
2. 予備調査委員会の委員長には、原則として副学長を充てる。

(予備調査)

- 第 16 条 予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項について予備調査を行うものとする。
- (1) 通報等が行われた研究活動について、不正行為が行われた可能性の有無。
 - (2) 通報者が不正行為の根拠として掲げる事項の論理性及び妥当性。
 - (3) 通報等の指摘が公表された論文等の不正行為に関わる場合は、当該論文等の公表から通報等までに経過した期間が第3条第2項に規定された論文等の作成に用いた実験・観察の記録、採取データ、その他の資料等の保存・管理 期間を超えていないことの確認、並びに当該論文が既に取り下げられていた場合は、取下げに至った経緯と事情、及び不正行為としての調査の必要性。
 - (4) 通報等の指摘が研究費の不正使用に関わる場合は、当該通報等が指摘する事項を確認できる帳票等の書類の存在及び調査の可能性。
 - (5) 通報等が指摘する内容について、本格的な調査の必要性。
 - (6) その他、予備調査委員会が必要と認める事項。
2. 予備調査委員会は、必要に応じて予備調査の対象者に対し、予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者へのヒアリングを行うことができる。
 3. 予備調査委員会は、本格的な調査（以下、「本調査」という。）の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとるものとする。なお、通報等に関わる研究活動が本学以外の機関で行われていた場合、学長は当該機関に対し、当該研究活動に関する証拠となり得る資料等の保全措置を要請するものとする。
 4. 前項に規定する措置に影響しない範囲内であれば、学長は予備調査の対象者の研究活動を制限しないものとする。
 5. 予備調査委員長は、通報等を受け付けた日の翌日から起算して、概ね30日以内に学長に対し予備調査の結果を報告しなければならない。
 6. 学長は、予備調査委員会の報告を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定しなければならない。

7. 本調査を行わないことを決定した場合、学長はその旨を理由とともに通報者に通知するものとする。
8. 前項の場合において、学長は、予備調査に関わる資料等を予備調査の終了後1年間又は第3条第2項で定める期間の内の何れか長い期間、保存することを関係者に指示するものとし、当該資料等は資金配分機関や通報者の求めに応じて開示することを原則とする。ただし、通報者への開示により、未公開の重要な研究成果が漏えいする恐れがある場合、学長は予備調査に関わる資料の一部又は全部を開示しないことができる。

(本調査の通知・報告)

- 第 17 条 学長は、予備調査を行った事案について本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対しその旨を通知し、調査への協力を求めるものとする。なお、被通報者が本学以外の機関にも所属している場合、学長は、当該機関にその旨を通知し、調査への協力を求めるものとする。
2. 本調査を行うことが決定された事案に関わる研究が、資金配分機関の資金配分を受けて行われていた場合、学長は本調査の実施に際して、当該資金配分機関及び文部科学省に対し、調査方針、調査対象、方法等の必要な事項について報告しなければならない。

(調査委員会及び本調査の実施)

- 第 18 条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、速やかに調査委員会を設置し、原則として、本調査を行うことを決定した日の翌日から起算して30日以内に調査を開始させるものとする。
2. 調査委員会の委員長には、原則として副学長を充てる。
 3. 調査委員会は、通報者及び被通報者と直接に利害関係を有しない5名程度の委員で構成するものとし、調査が論文等の不正行為に関わる場合は、法律の専門的知識を有する者及び被通報者に関わる研究分野の専門的知識を有する者を委員に含め、調査が研究費の不正に関わる場合は、法律の専門的知識を有する者及び会計の専門的知識を有する者を委員に含めるものとし、かつ、調査委員の半数以上が学外の有識者で構成されなければならない。
 4. 学長は、調査委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知するものとし、通報者及び被通報者は、通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に異議申立てをすることができる。
 5. 前項の異議申立てがあった場合、学長は申立て内容を精査し、その内容を妥当と判断したときは、当該異議申立てに関わる調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
 6. 調査委員会は、調査委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。なお、議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、調査委員長が決定する。

(本調査の方法、調査委員会の権限)

- 第 19 条 調査委員会は調査の権限を有し、論文等の不正行為に関する場合は、通報者により指摘された当該論文等及び計測データ等の各種資料の精査、並びに通報者及び被通報者（以下、被通報者を「調査対象者」という。）を含む関係者へのヒアリングを中心に調査を行うものとし、研究費の不正使用に関する場合は、各種帳票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、及び関係者へのヒアリング等により調査を行うも

のとする。

2. 調査委員会の調査の対象には、通報等が行われた事案に関わる研究活動のほか、調査委員会の判断により当該事案に関連する範囲で、調査対象者の他の研究活動も含めることができる。
3. 調査委員会は、公正性と公平性を確保するため、調査対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。
4. 調査委員会は、調査にあたって、通報等に関わる研究資料等の保全措置をとるものとする。なお、本学が通報に直接に関係する研究が行われた研究機関でない場合、学長は通報等に関わる研究資料等の保全措置を該当する研究機関に依頼するものとする。
5. 不正行為が行われた可能性の調査のため、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを調査対象者に求める場合、又は調査対象者が自らの意思によりそれを申し出て、調査委員会がその必要性を認める場合、調査対象者は、再現性を示すために要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、かつ、調査委員会の指導・監督の下に誠実にこれを行うものとする。
6. 関係資料等の散逸又は隠蔽の恐れがある場合、調査委員会は調査対象者に対し、必要最小限の範囲で当該通報に関する研究の停止や調査事項に関連する場所の一時的閉鎖を行うことができる。
7. 調査委員会は、調査対象となる研究に関わる研究費の支出停止を学長に求めることができる。
8. 調査委員会は、調査に関わる公表前の論文やデータ等が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように配慮するものとする。
9. 学長は、調査対象となる研究が資金配分機関からの資金配分を受けて行われていた場合、当該資金配分機関から求められたときは、調査の終了前であっても調査の中間報告を行うものとする。なお、当該資金配分機関が資料の提出又は現地調査等を求めたとき、学長は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（調査対象者の説明責任）

第 20 条 通報等の指摘が公表された論文等の不正行為に関わる場合、調査対象者は、調査委員会の調査において、当該研究が科学的に適正な方法と手続きに従って行われ、論文等もそれに基づいて、適切な表現で執筆されたことを明確な根拠を示して説明する義務を負う。

2. 調査対象者が、本学が指定する資料等の保存期間内であるにもかかわらず、本来存在すべき資料等が欠如していることにより、不正行為でないことの証拠を示せない場合は不正行為とみなす。ただし、調査対象者が善良な管理者としての注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該資料等を示すことができない場合はこの限りでない。

第 6 章 不正行為の認定

（認定の手続き）

第 21 条 調査委員会は、調査対象者の説明責任の履行状況又は不正行為の自認、及び調査によって得られた物的・科学的証拠、関係者の証言等について総合的に判断すると

ともに、関係法令、所管省庁の告示、指針、本学の諸規程及び社会的・学術的通念に照らして不正行為の事実及び故意性等の判定を行うものとする。なお、調査対象者の自認を唯一の証拠として、不正行為の認定を行ってはならない。

2. 調査委員会に不正行為に関する証拠が提出された場合において、調査対象者の説明及びその他の証拠によって不正行為の疑いが覆されないとき、調査委員会は当該事案を不正行為とみなすものとする。
3. 調査委員会は、調査の開始後、150日以内に不正行為が行われたか否かの判断を示す調査報告書を作成するものとする。
4. 調査委員会が前項の期限内に調査報告書を作成できない場合、調査委員長は、その理由と提出予定日を記した書面を学長に提出して承認を受けなければならない。
5. 調査委員会が不正行為を認定した場合、調査委員会は調査報告書において、不正行為の内容（研究費の不正使用の場合は不正使用の相当額等を含める）及び不正行為に関与した者と関与の度合いを明らかにするものとし、不正行為が公表された論文等に関わる場合にあつて研究分担者が存在する場合は、当該論文等を執筆した者の研究分担上の役割を含めて明らかにするものとする。
6. 通報等の以前に取り下げられた論文等に関する調査において、不正行為が認定された場合、調査委員会は、論文等の取り下げを含め調査対象者が行った善後措置及びその措置に至った経緯・事情等についても調査報告書に記すものとする。
7. 調査の途中であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、調査委員会は、速やかに当該事実が不正行為であったことを認定するものとする。
8. 調査委員会が不正行為はなかったと認定し、かつ、通報等が悪意に基づくものと判断した場合において、調査委員会が通報者に弁明の機会を与えたにもかかわらず、なおその事実を否定できないとき、調査委員会は調査報告書にその旨を併記するものとする。

（調査結果の通知及び報告）

第 22 条 調査委員長は、調査の終了後、速やかに調査報告書を学長に提出しなければならない。

2. 前条第7項の場合においては、調査委員長は、調査の途中であっても、速やかに当該事実を学長に報告しなければならない。
3. 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者、調査対象者及び不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、調査対象者等が本学以外の機関に所属する場合は当該所属機関にも通知するものとする。
4. 調査委員会が通報等が悪意に基づくものと認定した場合、学長は、通報者及び被通報者に加えて、通報者の所属機関にも速やかにその旨を通知するものとする。
5. 調査委員会が不正行為又は悪意に基づく通報等があつたと認定した事案に関わる研究が、資金配分機関の資金配分を受けて行われていた場合、学長は、当該資金配分機関に対し、通報等の受け付けから210日以内に最終報告書又は中間報告書を提出しなければならない。ただし、第2項の場合においては、学長は速やかに当該資金配分機関に当該事実を報告し、その後、同期間内に最終報告書又は中間報告書を提出しなければならない。なお、調査委員会が不正行為を認定したときの最終報告書の様式は、別表第1による。

（不服申立て）

第 23 条 不正行為が認定された被通報者、又は通報等が悪意に基づくものと認定された通

報者（以下、両者を「被認定者」という。）は、学長から認定通知を受けた日から起算して30日以内に調査委員会に対し、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2. 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。
3. 不服申立てがあった場合、調査委員長は、直ちに学長に報告するとともに、不服申立ての趣旨と理由を精査し、当該事案の再調査を行うか否か、また、再調査を行う場合は、不服申立ての事実が新たな専門性に関わる判断を求めるために調査委員会の委員の交代・追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる必要があるか否かを決定しなければならない。
4. 学長は、被認定者から不服申立てがあったとき、その旨を通報者又は被通報者に通知するとともに、通報者又は被通報者が他機関に所属する場合は、当該他機関にも通知するものとする。
5. 前項の不服申立てに関わる研究が、資金配分機関からの資金配分を受けて行われていたとき、学長は当該配分機関及びその所管省庁にその旨を報告しなければならない。
6. 調査委員会が、当該事案の再調査をしない決定を行った場合、調査委員長は直ちにその旨を学長に報告し、学長は不服申立てを行った被認定者及び通報者又は被通報者に当該決定を通知する。なお、被認定者の不服申立てについて、調査委員会が、当該事案の決着の引き延ばしや、決着後の措置の先送りが主な目的であると判断した場合、学長は以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知することができる。
7. 調査委員会が、当該事案の再調査をしない決定を行った場合において、当該事案に関わる研究が資金配分機関からの資金配分を受けて行われていたとき、学長は、当該配分機関及びその所管省庁にその旨を報告しなければならない。なお、調査委員会が不服申立てを受理しない場合も同様とする。

（再調査）

第 24 条 調査委員会が再調査を行う決定をした場合、調査委員長は直ちに学長に報告しなければならない。

2. 学長は、前項の報告があったとき、速やかに被認定者及び通報者又は被通報者に通知するものとする。
3. 再調査に関わる研究が、資金配分機関からの資金配分を受けて行われていた場合、学長は、当該配分機関及びその所管省庁に再調査の決定について報告しなければならない。
4. 調査委員会は、再調査にあたって被認定者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に必要な協力を要請するものとする。
5. 調査委員会は、被認定者から前項に規定する協力が得られない場合、再調査の打ち切りの決定を行うことができる。
6. 前項の場合において、調査委員長は直ちにその決定を学長に報告し、学長は当該被認定者に対し、その旨を通知するものとする。
7. 再調査を開始した場合、調査委員会は、50日以内に先の調査結果を訂正するか否かを決定し、その結果を学長に報告するものとする。なお、50日以内に調査結果を訂正するか否かの決定ができない場合は、その理由及び決定予定日を学長に書面で届け出て、承認を得なければならない。

(再調査の結果の通知及び報告)

- 第 25 条 学長は、再調査の結果について、不服申立てを行った被認定者、及び通報者又は被通報者に通知するとともに、被認定者が他機関に所属する場合は、当該他機関にも通知するものとする。
2. 再調査に関わる研究が資金配分機関の資金配分を受けて行われていた場合、学長は当該資金配分機関及びその所管省庁に再調査の結果を報告しなければならない。

(調査結果の公表)

- 第 26 条 不正行為があったとの認定を通知した後、被認定者（被通報者）から30日を経過しても不服申立てがない場合、又は不服申立てによる再調査の結果、不正行為の認定が覆らなかった場合、学長は調査結果を速やかに学内外に公表するものとする。ただし、本学以外の機関に所属する被認定者については、当該所属機関に報告の後、学内外に公表するものとする。
2. 前項において公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名、所属、不正行為の内容、本学が行った措置の内容、調査委員の氏名、所属、調査の方法・手順等とする。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等について不正行為があったと認定した場合、学長は不正行為に関わった者の氏名・所属について公表しないことができる。
3. 不正行為が行われなかったとの認定があった場合、学長は調査結果を公表しないことを原則とする。ただし、公表までに当該事案が外部に漏えいしていた場合、及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
4. 第3項のただし書の場合において、公表する内容は、不正行為が行われなかったこと、研究者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順、その必要とされる事項とし、論文等に誤りのあった場合は、これらに加えて、誤りのあった論文等の著者名・論文名・掲載雑誌名・巻及び号番号・発行年月・誤りに関する内容等とする。
5. 悪意に基づく通報であるとの認定を通知した後、被認定者（通報者）から30日を経過しても不服申立てがない場合、又は不服申立てによる再調査の結果、その認定が覆らなかった場合、被認定者の氏名・所属、及び悪意に基づく通報と認定した理由を学内外に公表する。ただし、被認定者が、本学以外の機関に所属する場合は、当該機関への報告後に公表するものとする。

第 7 章 措置及び懲戒

(不正行為が認定された場合の措置)

- 第 27 条 学長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為への関与は認定されないが不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対し、すべての研究費の使用を中止させる。

(論文等の取り下げ等の勧告)

- 第 28 条 学長は、不正行為の被認定者及び不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者と認定された者に対し、不正行為の事実が認定された論文等の取り下げを文書で勧告するものとする。

2. 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応じるか否かについて、学長に文書で意思を表明しなければならない。
3. 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

- 第29条 学長は、不正行為が認定されなかった場合、研究費支出の停止措置がとられている時はそれを解除する。なお、第19条第4項に規定する資料等の保全措置については、通報者からの不服申立てがないまま30日が経過したとき、又は不服申立てによる再調査の結果、不正行為が認定されなかったとき、速やかに解除する。
2. 学長は、当該事案において不正行為がなかった旨を、調査関係者に対して周知するものとする。ただし、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、必要な範囲で周知するとともに、当該研究者の名誉回復の措置及び不利益回避の措置を講じるものとする。
 3. 学長は、通報等が悪意に基づく認定され、かつ、被認定者（通報者）が本学以外の機関に所属する場合、当該機関に対し、適切な処置を行うように求めることができる。

(被認定者に対する懲戒)

- 第30条 不正行為の事実があると認定された学内の調査対象者、又は悪意に基づく通報と認定された学内の通報者については、「学校法人大阪音楽大学 賞罰規程」等の諸規定に基づき懲戒することを原則とする。
2. 資金配分機関からの資金配分を受けていた研究者が前項の懲戒を受けた場合は、別表第1に定める項目に基づき、学長は該当する資金配分機関及びその所管省庁に対して、その懲戒の内容を報告しなければならない。

(是正措置等)

- 第31条 調査委員会は、調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。
2. 学長は、前項の勧告に基づき、統括管理責任者に対し、是正措置等をとることを指示するものとする。

第8章 雑則

(その他の不正行為)

- 第32条 学長は、第2条第1号に掲げる不正行為の他、次の各号に定める行為について本規程を適用することができる。
- (1) 不正入手
研究活動に使用する資料等を法令に反する手段で入手又は伝達すること。
 - (2) 不適切なオーサiership
論文等において著者としての資格を有しない者を著者として掲げること、及び著者としての資格を有する者を除外すること、並びに論文等を共同で発表する場合において各著者の分担を明確にしないこと。
 - (3) 不適切な投稿

同一内容とみなされる研究論文を異なる雑誌等に発表すること。

(事務)

第 33 条 この規程に関する事務は、学務事務部門が行う。

(規程の改定)

第 34 条 この規程の改定は、研究委員会の審議を経て学長が統括し、理事長が行う。

附 則 (2015年7月18日)

1. この規程は、2015年7月18日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。
2. この規程の施行により、「大阪音楽大学における研究活動の不正行為防止等に関するガイドライン」(2013年11月25日 学長裁定)は廃止する。

附 則 (2016年2月18日)

この規程は、2016年2月18日から施行し、2015年7月18日に遡って適用する。

附 則 (2016年2月25日)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (2016年11月18日)

この規程は、2016年11月18日から施行する。

【別表第1】 調査結果の報告書に盛り込むべき事項

□ 経緯・概要	○ 発覚の時期及び契機（※「通報」の場合はその内容・時期等）	
	○ 調査に至った経緯等	
□ 調査	○ 調査体制（本学に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）	
	○ 調査内容	・ 調査期間
		・ 調査対象〔※対象者、対象研究活動、対象経費（競争的資金等、基盤的経費）〕
		・ 調査方法・手順〔例：書面調査（当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等）、関係者ヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等〕
・ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等		
□ 調査の結果（特定不正行為の内容）	○ 認定した特定不正行為の種別（例：ねつ造、改ざん、盗用）	
	○ 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）	
	① 特定不正行為に関与したと認定した研究者【氏名〔所属・職（※現職）〕、研究者番号】	
	② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者氏名【氏名〔所属・（※現職）〕、研究者番号】	
	○ 特定不正行為が行われた経費・研究課題	
	競争的資金等	・ 制度名
		・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
		・ 交付決定額又は委託契約額
		・ 研究代表者氏名〔所属・職（※現職）〕、研究者番号
	・ 研究分担者及び連携研究者氏名〔所属・職（※現職）〕、研究者番号	
	基盤的経費	・ 運営費交付金
		・ 私学助成金
	○ 特定不正行為の具体的な内容（可能な限り詳細に記載すること）	
	・ 手法	
	・ 内容	
	・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途	
○ 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由		
□ 本学がこれまで行った措置の内容	（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等	
□ 特定不正行為の発生要因と再発防止策	○ 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）	
	○ 再発防止策	

注) 別表第1における「特定不正行為」とは、第2条第1号に規定する「ねつ造」「改ざん」及び「盗用」をいう。